

青森県報

第三千九百七十一号

平成二十七年
三月十八日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一

公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(県中地域) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(県八地域局) ……三

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

(事務局) ……三

正 誤

平成二十四年三月三十日号外第二十六号規則中……………(みらい課) ……四

告 示

青森県告示第百六十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 名称又は 名称又は	指定居宅サービス事業者		居宅サービス の種 類	居宅サービス 事業を行う 所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の 所在地又は住所	訪問看護			
社会福祉法 人拓心会	五所川原市大 字水野尾字懸 樋二二の三	訪問看護	訪問看護ス テーション ハルニレ	五所川原市大 字水野尾字懸 樋二二の三	

青森県告示第百七十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
所 在 地	主たる事務所の 所在地	所 在 地		

アーチ合同会	八戸市新井田西三丁目四の三	アーチ居宅介護支援事業所	八戸市新井田西三丁目四の三	平成 二七・四・一
社会福祉法人友の会	八戸市大字尻内町字熊ノ沢三五の二	居宅介護支援事業所ほつとハウスえがお	八戸市大字尻内町字熊ノ沢三五の二	"
合同会社優玖	八戸市高州一丁目九の一六	居宅介護支援事業所あじさい	八戸市高州一丁目九の一六	"
合同会社フル	八戸市大字鮫町字古馬屋二三の四六	みどりヶ丘居宅支援サービス	八戸市大字鮫町字古馬屋二三の四六	"
有限会社ケアワシヨツブノザ	八戸市小中野五丁目二の五大町マシヨントナ	ケアプランセンター	八戸市小中野五丁目二の五大町マシヨントナ	"

青森県告示第百七十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	訪問看護ステーション	訪問看護	訪問看護ステーション	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	平成 二七・四・一	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十七年三月九日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人難病心身障がい児者を支えるみなのか

- 三 代表者の氏名
駒井 優子

- 四 主たる事務所の所在地
平川市中佐渡南田一八の二

- 五 定款に記載された目的

この法人は、難病心身障がい児者やその関係者を支援する事業及びこれらの障がいに関する正しい知識を普及する事業を行い、障がい者が安心して暮らせる環境、地域をつくることを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 外崎板金加工店
- 二 氏名 外崎 富清
- 三 主たる営業所の所在地 平川市碓ヶ関山神堂二二三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一二四八〇号
- 五 取消年月日 平成二十七年二月十六日

六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成二十七年二月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 溝江建築

二 氏名 溝江 義博

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字湯口字一ノ細川三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第九一七八号

五 取消年月日 平成二十七年二月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年二月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社三冷機

二 代表者の氏名 畑山 侑

三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野八丁目一五の一六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第三〇〇四九〇号

五 取消年月日 平成二十七年二月十七日

六 取消しに係る建設業の許可
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成二十七年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、五五一 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二四〇、九四一人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区 七、二七四人
西津軽郡選挙区 五、九〇五人
南津軽郡選挙区 六、六六一人

北津軽郡選挙区 七、九六八人
上北郡選挙区 二八、〇六三人
三戸郡選挙区 二〇、四九〇人
青森市選挙区 八二、〇一六人
弘前市選挙区 五〇、一五八人
八戸市選挙区 六五、〇二八人
黒石市選挙区 九、八一四人
五所川原市選挙区 一九、八〇一人
十和田市選挙区 一七、六六四人
三沢市選挙区 一〇、九六〇人
むつ市選挙区 二一、八七一人
つがる市選挙区 九、九二四人
平川市選挙区 一一、二四八人

正

誤

こどもみらい課

発行年月日	発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成二七・三三〇号外第二六号	規則	第三三三号	二	下	二	改め、同様式の注の2中「副任科」の次に「臨時通所支援業務又は」を加える	改める	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭